配当公告

札幌市厚別区上野幌三条二丁目一三番一〇号
破産者　株式会社さっぽろ家具館

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年（フ）第一〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二一三、一二四、〇一四円

一、配当をすることができる金額
金一四、六六八、四五六円

平成二十三年十二月十二日
札幌市中央区南三条西一二丁目東和ビル四階
破産管財人　斎藤　正道

配当公告

札幌市中央区大通西九丁目一番地一
破産者　ジャパンリアライズ株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年（フ）第一四四六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四四三、四七六、二八七円

一、配当をすることができる金額
金四四、三四七、六二九円

平成二十三年十二月十二日
札幌市中央区北四条西二〇丁目一番二八号
Ｎ４２０ビル
破産管財人　大川　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区渡田一丁目九番、最後の住所川崎市川崎区榎町八番二号
被相続人　亡　宮﨑　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日
川崎市幸区堀川町五八〇番地ソリッドスクエア西館三階　多摩川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増田　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市河井町一部一五六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中尾喜久二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日
石川県珠洲市宝立町鵜飼卯字五五番地四、事務所石川県珠洲市飯田町九部一二六番地
相続財産管理人　岡本　俊英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市丸岡町野中山王第八号七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　伊東　勝良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日
福井県福井市順化一丁目二四番二四号
相続財産管理人　弁護士　紅谷　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区立花五三番地一、最後の住所静岡市清水区立花五三番地の一
被相続人　亡　片平　靖士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日
静岡市葵区本通六丁目二番地の一　小川秀世法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　秀世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

愛知県丹羽郡千秋村大字町屋六八番戸、最後の住所不明
被相続人　亡　脇田仙太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番一二号久屋パークサイドビル九〇三号ソレイユ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　雅宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府長岡京市勝竜寺一〇三番地九、最後の住所京都府長岡京市勝竜寺四番四号
被相続人　亡　吉田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町二八〇番地　マニュライフプレイス京都ビル四階　京都第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大河原壽貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市揖保川町片島八七四番地七三、最後の住所兵庫県たつの市揖保川町片島八七四番地九一
被相続人　亡　船引　広之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日
兵庫県宍粟市山崎町野々上四一三番地
相続財産管理人　弁護士　三浦栄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区天瀬南町二七番地、最後の住所岡山市北区西崎一丁目二三番二二―二〇五号
被相続人　亡　山縣　敏弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十二日
岡山市北区富田町一丁目八番八号富田町エグゼビル一階
相続財産管理人　弁護士　佐々木正有

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社アイエスエフネット　株式会社アイエスエフネット　東京都港区赤坂八丁目四番一四号

二　保証金の額　三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年十二月十二日
東京都港区赤坂八丁目四番一四号
株式会社アイエスエフネット
代表取締役　渡邉　幸義

第22期決算公告

平成23年12月12日

札幌市厚別区大谷地東１丁目４番１号
札幌通商株式会社
代表取締役　伊藤　友晴

貸借対照表の要旨（平成23年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	222	流動負債	128
固定資産	4	固定負債	0
		株主資本	98
		資本金	10
		利益剰余金	88
		（利益準備金）	(2)
		（その他利益剰余金）	(86)
		評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
合計	227	合計	227

（注）当期純利益　8百万円